

令和 5 年 7 月 5 日

参加申請にかかる質疑への回答書

様

松阪市長 竹上 真人

令和 5 年 6 月 30 日付でスポーツ施設長寿命化計画策定業務のプロポーザル参加申請にかかるご質問について、下記のとおり回答します。

質問1	提出書類の「業務実施体制（様式第3号）」「担当者実績調書（様式第4号）」について、今後提案書作成の中で、7月7日時点の提出内容よりも一層よい提案ができるようになった際に、改めて企画提案書で変更作成する内容が正となる認識で良かったでしょうか（人員の追加などによる体制・実績等の変更は可能でしょうか）。
回答1	「業務実施体制（様式第3号）」「担当者実績調書（様式第4号）」の内容が7月7日時点（受付時）の提出内容よりも一層よい提案となる場合、企画提案書及び提案意見書等の提出期限（7月31日）まで内容の変更を認め、これにて審査するものとします。 ただし、参加資格申請提出締切時（7月7日）において提出された内容をもって、「3. 参加資格条件」に基づき参加資格を判定しますので、参加条件を満たしている必要がありますのでご注意ください。
質問2	提出書類の「業務計画予定書（任意様式）」とはどのような内容・審査上の位置づけを想定されてますでしょうか。また、今後提案書作成の中で、7月7日時点の提出内容よりも一層よい提案ができるようになった際に、改めて企画提案書で変更作成する内容が正となる認識で良かったでしょうか。
回答2	「業務計画予定書（任意様式）」とはどのような内容・審査上の位置づけの想定ですが、業務体制（本市職員との円滑な打合せや調整等可能な業務体制）であるかどうかの参考にしますので、業務完了までの行程をお示してください。 なお、7月7日時点（受付時）の提出内容よりも一層よい提案となる場合、企画提案書及び提案意見書等の提出期限（7月31日）まで内容の変更を認め、これにて審査するものとします。